

平成23年度実施政策に係る事前分析表

(農林水産省23-14)

政策分野名	林産物の供給及び利用の確保	公表時期	平成23年11月
担当部局名	林野庁 〔 林野庁木材産業課/木材利用課/業務課 〕	政策評価体系上の位置付け	森林の有する多面的機能の発揮と 林業・木材産業の持続的かつ 健全な発展
政策の概要	世界的な木材需要の増加等による外材輸入の先行きの不透明さや資源ナショナリズムの高まり、地球温暖化防止や低炭素社会づくりへの貢献等の木材の果たす役割に対する理解の進展を背景として、国産材利用の拡大に対する期待が高まっている中、林産物の供給及び利用の確保を図る必要がある。 このため、木材産業等の健全な発展及び林産物の利用促進を図るための施策を行う。		
政策に関係する内閣の重要政策	<ul style="list-style-type: none"> ○森林・林業基本計画(平成23年7月26日閣議決定) 第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> 2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標 3 林産物の供給及び利用に関する目標 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 <ul style="list-style-type: none"> 3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策 ○総理大臣所信表明演説(平成22年6月11日) 三 閉塞状況の打破—経済・財政・社会保障の一体的建て直し(「強い経済」の実現) ○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (4)観光立国・地域活性化戦略 ～農林水産分野の成長産業化～ 【2020年までの目標】『木材自給率50%以上』(森林・林業の再生) 《21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》 強みを活かす成長分野 1. グリーン・イノベーションにおける国家戦略プロジェクト 3. 森林・林業再生プラン 	評価実施予定時期	平成24年度

施策(1)	木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進									
目標①	国産材の供給・利用量の拡大									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 国産材の供給・利用量	18,274千m ³	21年度	28,000千m ³	27年度	19,272千m ³	20,748千m ³	22,695千m ³	25,112千m ³	28,000千m ³	<p>森林の適正な整備が行われることを通じて木材が生産される中で、木材の適切な供給・利用により、「植える→育てる→収穫する→植える」という森林のサイクルが円滑に循環し、林業の持続的かつ健全な発展が図られる。</p> <p>このため、製材工場等の事業基盤の強化、木材の流通及び加工の合理化等により、木材産業等の健全な発展を図り、消費者ニーズに即した製品を供給していくことが重要である。また、木材の利用については、公共建築物や住宅等での木材利用や、木質バイオマスとしての利用を促進していくとともに、国産材利用の意義について国民の理解を深めることや木材の新規需要の開拓などにより、木材の需要を拡大していくことが重要である。</p> <p>これらのことから、「国産材の供給・利用量を拡大する」を目標として設定した。</p> <p>測定指標(ア) 国産材の供給・利用量 「国産材の供給・利用量の拡大」に向けた取組みの成果を把握するため、森林・林業基本計画における平成27年の木材供給・利用量の目標を目標値として設定した。 「森林・林業基本計画」においては、平成27年の木材の供給・利用量(目標)は28,000千m³となっていることから、基準年度以降のトレンドが平成27年に28,000千m³に到達するよう、年を変数とする二次曲線を作成し、各年の目標値を設定する。</p>
(イ) 公共建築物の木造率	7.5%	20年度	24.0%	27年度	12.4%	14.6%	17.2%	20.3%	24.0%	<p>測定指標(イ) 公共建築物の木造率 「国産材の供給・利用量の拡大」に向け、「公共建築物等木材利用促進法」の推進による公共建築物等への地域材利用の拡大が重要であることから、「公共建築物の木造率」を指標として設定した。 平成27年度の目標値24%に向け、各年度一定割合で木造率を増加させることとする。</p> <p>※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。</p>

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度				
(ウ) 木質バイオマス利用量 (間伐材等由来)	31.5万m ³	21年度	300万m ³	27年度	67万m ³	97万m ³	142万m ³	206万m ³	300万m ³	測定指標(ウ) 木質バイオマス利用量(間伐材等由来) 木質バイオマスの利用促進は地球温暖化の防止、循環型社会の形成、地域の未利用資源を活用した産業の育成等に資することから、「木質バイオマス利用量(間伐材等由来)」を指標として設定した。 平成27年度の目標値300万m ³ に向け、各年度一定割合で利用量を増加させることとする。	
(エ) 国内で合法性証明に取り組む林業・木材事業体数	7,661	21年度	8,500	27年度	7,940	8,080	8,220	8,360	8,500	測定指標(エ) 国内で合法性証明に取り組む林業・木材事業体数 違法伐採対策の実効性を確保するためには、合法性証明に取り組む林業・木材事業体数を増加させることが重要であることから、「国内で合法性証明に取り組む林業・木材事業体数」を指標として設定した。 平成27年度の目標値8,500に向け、各年度一定数を増加させることとする。	
(オ) 「木づかい運動」への参加団体数 (「木づかい運動」ロゴマークの登録企業・団体数)	243	21年度	400	27年度	295	322	348	374	400	測定指標(オ) 「木づかい運動」への参加団体数 消費者に国産材利用の意義を広め、実需の拡大につなげていくためには、国民運動として展開している「木づかい運動」を実践する企業・団体を増やすことが重要であることから、同運動のロゴマーク「木づかいサイクルマーク」 ^(注1) (申請料10,500円、年間登録料21,000円)を使用できる企業・団体の登録数を指標として設定した。 平成27年度の目標値400に向け、各年度一定数を増加させることとする。	
施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より国産材需給量を集計し、達成状況を把握。							
			達成度合の判定方法	毎年の目標値を上回った場合をA、すう勢値を下回った場合又は前年の実績の90%未満の場合をC、それ以外をBとする。							
		指標(イ)	把握の方法	国土交通省「建設着工統計」をもとに達成状況を把握。							
			達成度合の判定方法	毎年の目標値を上回った場合をA、基準値を下回った場合をC、それ以外をBとする。							
		指標(ウ)	把握の方法	林野庁「木材需給表」等に基づく試算により、達成状況を把握。							
			達成度合の判定方法	毎年の目標値を上回った場合をA、前年度実績値を下回った場合をC、それ以外をBとする。							

	指標(エ)	把握の方法	木材業界等への聞き取りにより達成状況を把握。
		達成度合の判定方法	毎年の目標値を上回った場合をA、前年度実績値を下回った場合をC、それ以外をBとする。
	指標(オ)	把握の方法	日本木材総合情報センターへの聞き取りにより達成状況を把握。
		達成度合の判定方法	毎年の目標値を上回った場合をA、前年度実績値を下回った場合をC、それ以外をBとする。
政策手段一覧(別紙参照)			
(参考)用語解説			
注1 木づかいサイクルマーク		京都議定書の目標達成に向けた地域材利用の意義を広め、実需の拡大につなげていくための国民運動「木づかい運動」のロゴマーク。	

政策手段一覧（政策分野名：14. 林産物の供給及び利用の確保）

No	政策手段 (開始年度)	上段：予算の状況/<減収見込額> 下段：(執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(1)	森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略 (平成19年)	-	-	-	①	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成19年1月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。
(2)	林業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年)	-	-	-	①	林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(3)	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律 (平成22年)	-	-	-	①	木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する公共建築物における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずる。 同法の規定に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を公表。また、あらゆる機会を通じ地方公共団体等への説明会を開催するなど法律の周知・徹底、さらに、関係省庁連絡会議や副大臣会議等において、各省各庁に積極的に公共建築物等への積極的な木材利用を要請することにより、木材需要の高まりが期待され、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(4)	木材の安定供給の確保に関する特別措置法 (平成8年)	-	-	-	①	木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るため、木材安定供給確保事業計画、木材安定供給確保支援法人による支援等特別な措置を講ずることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(5)	森林整備加速化・林業再生事業 (平成21年度) (主、関連:政策分野 12、13)	123,844 (123,844)	15,500 (15,500)	0	①	間伐及び路網整備、伐採から搬出・利用の一貫した取組による間伐材のフル活用、地域木材・木質バイオマスの利用を地域で一体的に進める。 戦後植林した人工林資源が利用可能な段階に入りつつある中、新成長戦略に位置づけられている「森林・林業再生プラン」に基づき、林業を成長産業として再生するための対策を緊急に進め、雇用拡大、地域活性化が図られることにより、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用が推進され、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上や国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(6)	森林・林業・木材産業づくり交付金 (ハード、ソフト) (平成21年度) (主、関連:政策分野 12、13、19)	27,900 (23,704)	8,860 (8,649)	1,610	①	森林の有する多面的機能の発揮等に資する林内路網の整備、林業機械の導入、木材処理加工施設の整備等に必要な経費について、都道府県等に対する一体的な支援。 本支援により、都道府県等地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林・林業基本法に掲げる基本理念である、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保することとし、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用の推進、山地災害等の防止、森林病虫害等の被施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上及び国産材の供給・利用量の拡大に資する施策を総合的かつ計画的に推進に寄与する。
(7)	国有林野事業実施に必要な経費 (昭和22年度) (関連:政策分野 12、19)	14,314 (11,730)	14,830 (13,438)	13,476	①	国有林野における公益的機能の維持増進に対応した管理経営の推進。総合利用、国民に対する情報提供、国民参加の森林保全活動等の推進。素材(丸太)の生産・販売等。 国民共通の財産である国有林を将来にわたって適切に管理経営することにより、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給等国有林野事業の使命を果たすことを目的とする。 本事業の実施により、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(8)	農山村活性化プロジェクト支援交付金 (平成19年度) (関連: 政策分野6、7、9、10、11、12、13、17)	40,829の内数 (38,485の内数)	31,579の内数 (29,662の内数)	18,357の内数	①	農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流拠点の整備等の取組を総合的に支援。 本支援により、新規定住者数及び交流人口の維持向上等の山村地域の活性化、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(9)	木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業 ①木材産業原料転換緊急対策特別事業 ②木材産業体質強化促進事業 (平成21年度) (主、関連: 政策分野19)	329 (20)	241 (7)	100	①	国産材に原料転換する取組や木材製品の高付加価値化等を図るための設備導入に必要な資金の借入に対する利子助成。 国内資源に立脚した木材の需要動向に即応できる体制を構築するため、外材を原料としていた工場の国産材利用への転換や品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給し得る能力を持った工場への転換を推進し、国産材の一層の利用拡大を図ることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(10)	木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業 木材供給高度化設備リース促進事業 (平成21年度) (主、関連: 政策分野19)	171 (65)	158 (38)	100	①	品質・性能の確かな木材製品を安定供給するために必要な設備をリース方式により導入する場合にそのリース料を助成。 我が国の木材利用の大宗を占める住宅分野ではプレカット加工の進展等を背景として、木材の乾燥や強度、寸法精度等に対するニーズが高まっており、品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給し得る能力を備えた木材産業への体質改善を促進することにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(11)	林業・木材産業改善資金造成費 (昭和51年度) (主)	71 (71)	25 (25)	38	①	林業者・木材産業者が自らの経営改善等に取り組む際に必要な施設整備に対する資金を無利子貸付により支援。 林業・木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上を図ることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(12)	地域材供給倍増事業 (平成23年度) (主、関連:政策分野19)	- (-)	- (-)	856	①	木材自給率50%以上を目指し、原木の安定供給や木材産業活性化、公共建築物等への地域材の利用拡大等の取組を支援。 森林・林業再生プランに掲げる「10年後の木材自給率50%以上」という目標を達成し、木材の利用拡大による森林の適切な整備や地球温暖化防止への貢献を実現するため、「公共建築物等木材利用促進法」の推進により住宅のみに依存しない需要構造を作るとともに、ニーズに合った地域材を最大限活用するための安定供給体制の構築や、木質バイオマスを含め、地域材の供給を促進するための実需を拡大させることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(13)	地域材利用促進緊急利子助成事業 (平成23年度) (主、関連:政策分野19)	- (-)	- (-)	180	①	森林取得や林業施設の整備等に係る公庫資金等の金利負担について利子助成。 林業経営改善計画等の認定を受けた林業者の森林の取得、木材の加工・流通施設の導入等に対する融資の利子助成を行うことにより、森林施業の集約化と木材の加工・流通構造の改革を通じ、地域材の利用促進を図り、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(14)	木材供給等緊急対策 (平成23年度1次補正) (主、関連:政策分野19)	- (-)	- (-)	1次補正:5,924	①	東日本大震災からの復旧に対して、木材利用等を促進する整備・支援。 東日本大震災により、現地では、避難生活が長期化する懸念が生じていることから、仮設住宅の建築や瓦礫の処理を迅速かつ円滑に進めていくとともに、仮設住宅等の整備に必要な木材を早急に供給するため、早期に稼働可能な木材加工流通施設等の廃棄・復旧・整備や原木流通に対する支援等に緊急的に取り組み、被災者の生活再建のために必要な資材確保を図ることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(15)	東日本大震災復旧林業信用保証事業 (平成23年度1次補正) (主)	- (-)	- (-)	1次補正:9,370	①	被災した林業者・木材産業者等が事業を復旧するための、農林漁業信用基金の代位弁済費等の支援事業。 被災した林業者・木材産業者等の復旧事業に必要な資金に係る保証料等の負担軽減を行い、資金調達の円滑化を図ることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(16)	きのこ原木の安全性確保対策事業 (平成23年度1次補正) (主、関連:政策分野 12)	- (-)	- (-)	1次補正:17	①	安全な原木きのこを供給するため、放射性物質がきのこ原木等へ与える影響に関する知見の収集・分析、福島第一原発周辺地域の放射性物質の測定・影響調査を実施し、きのこ原木の安全性を検証するとともに、安全なきのこ原木等の安定供給方策等を策定。 安全な特用林産物の供給により、消費者の安全・安心と信頼を確保するとともに、特用林産による収入機会の増大を通じた山村地域の活性化と健全な森林の整備することで、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(17)	木質系震災廃棄物等の活用可能性調査 (平成23年度2次補正) (主)	- (-)	- (-)	2次補正:100	①	木質系震災廃棄物や未利用間伐材等の供給・利用可能性を調査し地域のニーズに合った熱・電併給システム等の提案を行う実行可能性調査を実施。 東日本大震災からの復興に向けて、被災した木材産業や漁協等の共同利用施設等が電気や熱を安定的に利用し、円滑な事業運営を行うことが可能となるよう、木質系震災廃棄物や未利用間伐材等のエネルギー利用への活用可能性に関する調査を実施し、持続的かつ安定的なエネルギー供給体制の構築を進めることで、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(18)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 [所得税・法人税:措法第33条、第64条、第68条の70] (昭和26年度)	<-> (<0>)	<-> (<0>)	<->	①	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(措法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(19)	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 [所得税:措法第41条、第41条の2] (昭和53年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	①	個人が、一定の住宅取得又は増改築等を行い、自己の居住の用に供した場合、当初10年間、入居年及び年末の住宅ローン残高から計算した一定の額を所得税から控除。 本特例措置により、住宅取得又は増改築等が促進され、木材需要が高まりが期待され、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(20)	新築住宅を取得した場合の固定資産税の減額 [固定資産税・都市計画税:地法附則第15条の6] (昭和38年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	①	一定の要件に該当する新築住宅に対する固定資産税の減額。 本特例措置により、新築住宅の取得が促進され、木材需要が高まりが期待され、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(21)	信用保証協会等が受ける抵当権の 設定登記等の税率の軽減 [登録免許税:措法第78条の3第2 項] (昭和48年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	①	農林漁業信用基金の信用保証に係る債権を担保するために受ける抵当 権の設定登録等についての税率の軽減。 基金協会等の保証により金融機関から融資を受けて経営改善等を図ろう とする農業者等を対象に、これらの者がスムーズに経営改善等に着手でき るよう、事業開始年度の経費負担を軽減し資金調達の円滑化を図ることに より、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(22)	集積区域における集積産業用資産 の特別償却(農林水産関連業種) [所得税・法人税:措法第11条の5、 第44条の2、第68条の20] (平成19年度)	<-> (<632>)	<1,494> (<1,048>)	<2,019>	①	機械装置は取得価格の15%(建物等は8%)の特別償却。 本特例措置により、木材・木製品製造業者等が、「企業立地計画」に基づ く新規企業立地を行った際の設備導入において負担軽減となり、製造コス トの縮減により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(23)	特定の贈与者から住宅取得等資金 の贈与を受けた場合の相続時精算 課税の贈与税の特例 [贈与税:措法第70条の3、第70条 の3の2] (平成15年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	①	住宅取得等のための金銭の贈与を受けた際に、通常の相続時精算課税 制度の非課税枠2,500万円に1,000万円を上乗せするとともに、65歳未満の 者からの贈与についても相続時精算課税制度の適用対象とする。 本特例措置により、木造住宅を含む住宅の取得又は増改築の負担の軽 減となり、木材需要が高まりが期待され、国産材の供給・利用量の拡大に 寄与する。
(24)	エネルギー需給構造改革推進設 備を取得した場合の特別償却又は 税額の特別控除 [所得税・法人税:措法第10条の2、 第42条の5、第68条の10] (平成21年度)	<-> (<0>)	<-> (<0>)	<->	①	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除、取得価格の100%の 特別償却(即時償却)。 本特例措置により、新エネルギー導入に資する設備の導入に際し、負担 軽減となり、製造コストの縮減により、木材需要の高まりが期待され、国産材 の供給・利用量の拡大に寄与する。
(25)	特定の事業用資産の買換え・交換 の場合の課税の特例措置 [所得税・法人税:措法第37条、第 37条の4、第65条の7、第65条の8、 第65条の9、第68条の78、第68条 の79、第68条の80] (昭和44年度)	<-> (<0>)	<-> (<0>)	<->	①	特定の事業用資産を譲渡して市街化区域外などで特定の事業用資産を 取得する等の場合は、その資産の譲渡による収入金額が取得価額以下の 場合には、収入金額の80%に相当する金額を超える部分に課税、収入金 額が取得価額を超える場合には、取得価額の80%に相当する金額を超える 部分に課税。 本特例措置により、事業用資産の買換え、交換した場合の負担の軽減と なり、製造コストの縮減により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(26)	収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 [法人税:措法第64条の2、第68条の71] (平成13年度)	<-> (<0>)	<-> (<0>)	<->	①	収用等があった事業年度では代替資産の取得がなく、翌期以降指定期間内に補償金等をもって代替資産の取得をする見込みであるときは、その譲渡益の範囲内で特別勘定として繰り越すことができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(27)	交換処分等に伴い資産を取得した場合の特例[所得税:措法第33条の2] (昭和26年度)	<-> (<0>)	<-> (<0>)	<->	①	交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(28)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 [所得税・法人税:措法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和38年度)	<-> (<0>)	<-> (<0>)	<->	①	収用に係る山林等の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、補償金等の額から5,000万円を特別控除。 本特例措置により、必要な収用が円滑に進むことにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。

(注1) 政策手段のうち、予算事業については、平成23年度補正予算(第2号)までを記載している。

(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。